

仕様書

1 業務名

令和7年度新千歳空港における観光客動態調査業務

2 業務の目的

観光客の属性や来札目的、札幌観光に対する満足度等を調査し、適時把握することで、本市の観光施策への反映や観光関連事業者等への情報共有を目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

4 業務の内容

(1) 調査手法

新千歳空港出発口（国内線、国際線）において、対面によるアンケート調査を実施する。

なお、アンケートの実施に当たっては、ペーパーレスの観点から、WEB上のアンケート回答専用サイトを作成の上、タブレット端末等を活用し、その場で回答を依頼することを基本とすること。アンケート用紙での回答を希望する者にのみアンケート用紙を交付し対応すること。

また、回答誤り等を防ぐために回答者の回答状況を適宜確認しながら、アンケート調査を行うこと。

(2) 調査項目

観光客の属性や、来札の目的、旅行で使用した金額、札幌観光の満足度など

(3) 調査期間及び調査日

ア 調査期間

令和7年7月から令和8年2月まで

イ 調査日

委託者及び空港運営事業者と協議して決めることとし、各月の調査は、原則として、平日および土曜日または日曜日を含め2日間程度とする。

(4) サンプル数

1か月あたりの目標サンプル数は国内客125、海外客125程度（月毎のばらつきがある場合でも、年間合計2,000程度（国内客1,000、海外客1,000）を重視する）とし、詳細については、委託者と協議の上、決定する。

なお、海外客においては国・地域が偏らないよう留意すること。

また、サンプル数確保のため、必要に応じて、協力者にはインセンティブとなる特典を与えるなどの工夫を検討すること。なお、特典を与える場合は100円程度のものとし、委託者と協議のうえ、受託者が費用を負担して準備すること。

(5) アンケート設問数

40 問程度。なお、アンケート項目については、委託者から提供する。外国人向けアンケートは英、中（簡・繁）、韓、タイの 5 言語で実施するが、令和 6 年度実施の際に使用した翻訳済のアンケート票を委託者から提供する。ただし、質問項目の変更が生じた部分については、その翻訳は受託者において行うこと。

(6) 回答の確認・集計

集計は単純集計のほか、分析のため属性別・関連質問別などのクロス集計を行うこと。

(7) 成果品

ア 集計結果（ローデータの提供）については、次の期日までに行うこととする。

- a 令和 7 年 7 月～9 月分：令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
- b 令和 7 年 10 月～12 月分：令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- c 令和 8 年 1 月～2 月分：令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

イ 全調査期間の集計結果を元に、観光客の現状把握や今後の観光施策検討に有益な情報を得るため、特徴や傾向などを分析し、報告書としてまとめ、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに提出すること。この際、過去の報告書を参考にまとめることとし、グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するように心がけること。なお、報告書の内容については事前に委託者の確認を受けることとし、委託者は必要に応じて修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれに応じること。そのため、遅くとも 3 月 13 日（金）には報告書の初稿を提出すること。

- a 報告書 A 4 サイズ 50 部（製本し、可能な限り背表紙に調査名称を印字）
- b 報告書の電子データ PDF 形式及び Microsoft Word 形式（文章）及び Excel 形式（表、グラフ、図等）
- c アンケート結果の集計表及びクロス集計表 Microsoft Excel 形式
- d アンケート回答データ Microsoft Excel 形式または CSV 形式

（参考：過去の報告書）札幌市公式 HP 「計画・調査レポート」

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/program.html>

5 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。

(3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。

(4) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(6) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

7 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。